

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に
対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「 交 付 し た 証 明 書 」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及びお問い合わせ番号（KSK2 導入前に発行したものについては証明書番号）を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなったものと認定する理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。